

いばらき

IBARAKI KOYOU NEWS

第372号

雇用ニュース

4

2013



「六地藏寺の桜」

雇用に関するご相談はハローワークへ!

おもな内容 CONTENTS

県内の雇用情勢について.....	2
大学生等を対象にした就職面接会&企業説明会「がんばっぺ!茨城」を開催!...	3
高年齢者雇用安定法の一部改正について.....	4
若年者・非正規雇用労働者の雇用支援策について.....	5
「雇用促進税制」の活用を!.....	6・7
茨城県雇用関係主要指標.....	8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス

<http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

有効求人倍率0.79倍

「雇用情勢は、有効求人倍率が前月と同率となるなど、注視していく必要があります」

—有効求人倍率(季節調整値)は横ばい—

1 概況

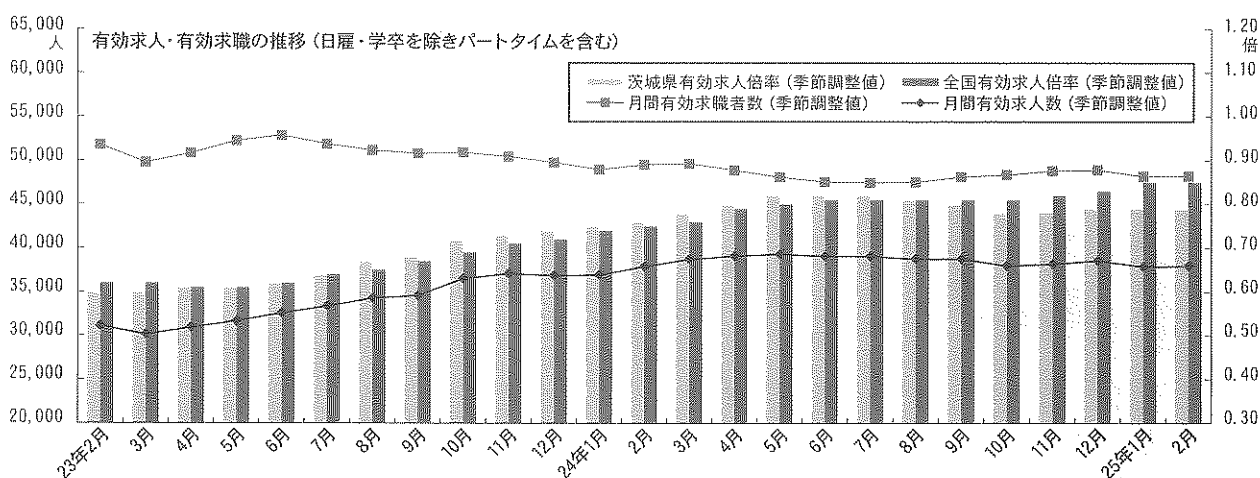
2月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は16,215人で前年同月と比較して0.9%減と2ヶ月連続の減少となりました。雇用形態別では、一般常用では同5.4%の減少となりましたが、パートタイムでは同14.8%の増加となりました。

新規求職者数は12,558人で前年同月比6.4%の減少となりました。雇用形態別では、一般は同6.7%の減少、パートタイムは同5.8%の減少となりました。また、パートを含む常用求職者の若年求職者(34歳以下)は同9.7%の減少となり、高齢求職者(60歳以上)は同3.5%の減少となりました。

有効求人数(原数値)は39,516人で、前年同月比で0.1%増と34ヶ月連続の増加となりました。

一方、有効求職者数(原数値)は46,127人で同3.2%減と34ヶ月連続の減少となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は、0.79倍(季節調整値)で前月と同率となりました。なお、原数値は0.86倍と前年同月を0.03ポイント上回りました。



平成24年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。

2 新規求人の動き

新規求人数は16,215人となり、前年同月比で0.9%減と2ヶ月連続の減少となりました。

産業別にみると、製造業(前年同月比21.1%減)、生活関連サービス業、娯楽業(同7.0%減)、建設業(同6.5%減)、などで減少となりましたが、教育、学習支援業(同28.3%増)、宿泊業、飲食サービス業(同11.6%増)、学術研究、専門・技術サービス業(同11.5%増)などで増加となりました。

規模別で見ると、300～499人(前年同月比33.6%増)、29人以下(前年同月比8.8%増)では増加となりましたが、500～999人(同36.4%減)、1,000人以上(同33.0%減)、100～299人(同21.1%減)、30～99人(同11.0%減)では減少となりました。

雇用形態別では、一般常用求人は前年同月と比較すると同5.4%減と3ヶ月連続で減少し、パートタイム求人は同14.8%増となりました。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は2,451件で、前年同月と比較し12.7%減と2ヶ月連続の減少となりました。また、新規求職者数に占める割合は19.5%と、前年同月(20.9%)を1.4ポイント下回りました。

雇用保険受給者実人員は10,344人と、前年同月比で0.4%減と2ヶ月ぶりの減少となりました。

雇用保険被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は815人で、資格喪失者の割合では10.1%(前年同月10.7%)となり、事業主都合離職者数では前年同月比4.2%減と3ヶ月連続の減少となりました。

3 新規求職の動き

新規求職者数は12,558人となり、前年同月比で6.4%減と4ヶ月連続の減少となりました。

雇用形態別の割合では、一般求職者は71.6%(前年同月71.7%)と0.1ポイント下回り、数では前年同月比で6.6%減と4ヶ月連続の減少となりました。一方、パートタイム求職者は、割合で28.4%(前年同月28.3%)と0.1ポイント上回り、数では同5.9%減と4ヶ月連続の減少となりました。

また、パートタイムを含む常用求職者で見ると、新規求職者数のうち、34歳以下の若年者の占める割合は37.8%(前年同月39.2%)と1.4ポイント下回り数では前年同月比で9.7%の減少となりました。

同じく、パートタイムを含む常用新規求職者のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は13.4%となり、前年同月(13.0%)を0.4ポイント上回り、数では前年同月比で3.5%の減少となりました。

大学生等を対象にした就職面接会&企業説明会 「がんばっぺ!茨城」を開催!

茨城労働局、茨城県、県内各ハローワークは、平成25年3月11日(月)、12日(火)の2日間、平成25年3月大学院、大学、短大、高専、専修学校の卒業予定者(以下、大学卒業者等)並びに概ね3年以内の既卒者を対象とした就職面接会と平成26年3月卒業を予定している大学卒業者等を対象とした企業説明会を開催しました。



《就職面接会》

3月11日の午前中は、36社(求人数145名分)の企業と136名の学生が参加して、就職面接会を開催しました。年度内最後となる就職面接会に、ひとりでも多くの学生の就職内定が期待されるところです。

《企業説明会》

同日の午後は、医療・福祉関係事業所による企業説明会を、翌日の3月12日は、午前の部と午



後の部にそれぞれ異なる事業所が参加しての企業説明会を初めて開催しました。参加した学生は、人事担当者の説明に真剣な眼差しで聞き入っていました。各企業説明会の実施状況は、以下の表のとおりです。

「がんばっぺ!茨城」企業説明会の実施状況

	参加企業数	参加学生数
3月11日 午後(医療・福祉関係)	23社	63名
3月12日 午前	19社	141名
3月12日 午後	18社	114名

高齢者雇用安定法の一部改正について

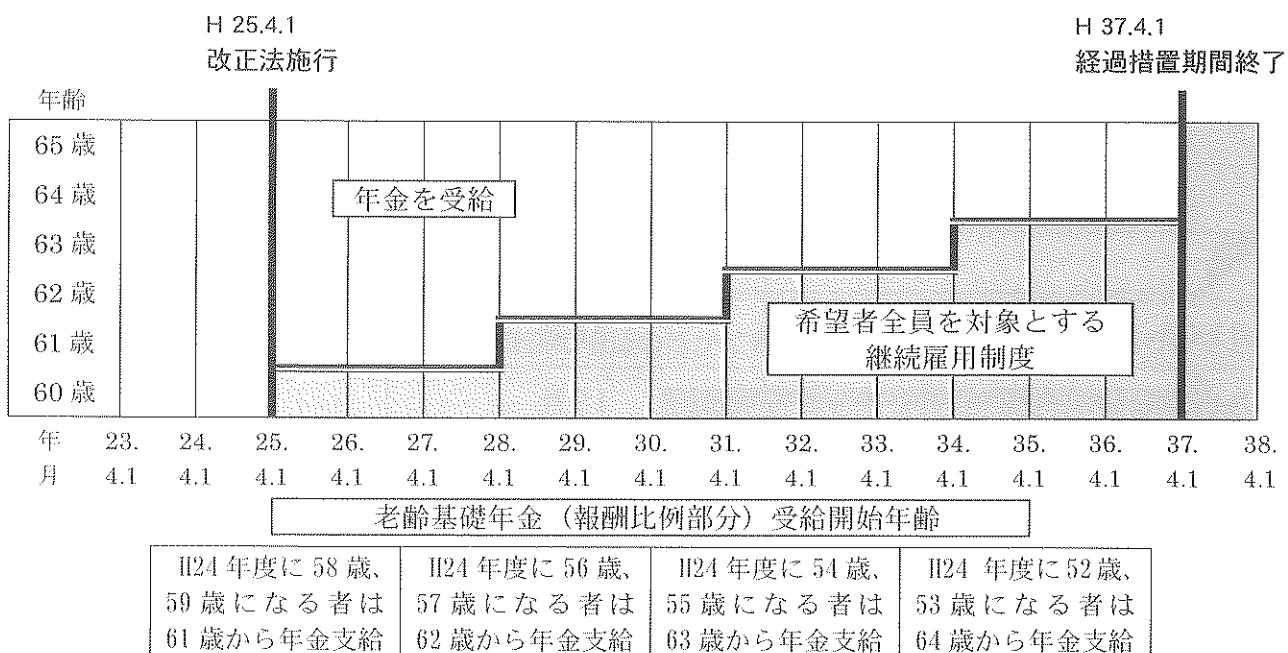
～ 平成 25 年 4 月 1 日施行 ～

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」の概要

少子高齢化が急速に進展し、若者、女性、高齢者、障害者など働くことができる人全ての就労促進を図り、社会を支える全員参加型社会の実現が求められている中、高齢者の就労促進の一環として、継続雇用制度の対象となる高齢者につき事業主が定める基準に関する規定を削除し、高齢者の雇用確保措置を充実させる等の所要の改正が行われました。

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
 - ・継続雇用制度の対象となる高齢者につき事業主が労使協定による基準により限定できる仕組みを廃止する。
2. 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
 - ・継続雇用制度の対象となる高齢者が雇用される企業の範囲をグループ企業まで拡大する仕組みを設ける。
3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入
 - ・高齢者雇用確保措置義務に関する勧告に従わない企業名を公表する規定を設ける。
4. 高齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定
 - ・事業主が講ずべき高齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の根拠を設ける。
5. その他
 - ・厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢に達した以降の者を対象に、基準を引き続き利用できる12年間の経過措置を設けるほか、所要の規定の整備を行う。

【12年間の経過措置のイメージ】



(事業主の方へ)

「若年者・非正規雇用労働者」の 採用や人材育成および企業内でのキャリアアップ に取り組む事業主の皆さまを様々な施策で支援します

厚生労働省では、若年者・非正規雇用労働者の雇用支援策として、以下の事業を新たに実施しています（一部の事業は平成25年度予算成立後から実施）。

事業主の皆さまがこれらの取り組みを実施することにより、労働者の士気・能力の向上等を通じた企業の生産性の向上、優秀な人材の確保・定着が期待できます。支援策の主な内容は以下のとおりです。

施策名	対象	取組内容	支援
若者応援企業 宣言事業（※1）	若者の採用・育成に積極的であり、詳細な企業情報・採用情報を公開する中小・中堅企業	ハローワークに学卒求人・一般求人を提出し、「宣言基準」を満たした企業を「若者応援企業」として、提出された求人を「若者応援企業求人」として公開	・重点的に若者とのマッチング ・労働局のホームページに「若者応援企業」として企業名等を掲載し、PR
若者チャレンジ 奨励金（※2） （若年者人材育成・ 定着支援奨励金）	35歳未満の非正規雇用の若者を雇い入れる事業主（紹介予定派遣も可）	自社内の正社員として雇用することを前提に、自社内での実習（OJT）と座学（Off-JT）を組み合わせた訓練（*）を実施 （*）有期実習型訓練の拡充版です。	助成金の支給
非正規雇用労働者 育成支援 奨励金（※3） （日本再生人材育成 支援事業）	非正規雇用労働者（年齢不問）の人材育成を行う重点分野等の事業主	一般職業訓練（Off-JT）または有期実習型訓練（Off-JT＋OJT）を実施（*） （*）重点分野等の事業主を対象としたキャリアアップ助成金の「人材育成コース」の助成の前倒しです。	助成金の支給
キャリアアップ 助成金（予定） （※3） （平成25年度予算 案に計上）	非正規雇用労働者（年齢不問）の企業内でのキャリアアップを行う事業主（業種不問）	人材育成を含むより包括的な企業内でのキャリアアップに向けた取組を実施 ・正規雇用・無期雇用転換コース ・人材育成コース ・処遇改善コース ・健康管理コース ・短時間正社員コース ・短時間労働者の労働時間延長コース	助成金の支給

※1 「若者応援企業」の名称の使用期間は求人の提出日から原則、その事業年度末までとなりますのでご注意ください。

※2 若者チャレンジ奨励金は、平成25年度末までの時限措置であり、予算額の範囲内での支給となりますので、予算額に達した場合は、中止となります。ご注意ください。

※3 非正規雇用労働者：有期契約労働者、短時間労働者および派遣労働者等。

活用に当たっては、事業所ごとに「キャリアアップ管理者」の配置および「キャリアアップ計画」の作成が必要になりますのでご注意ください。

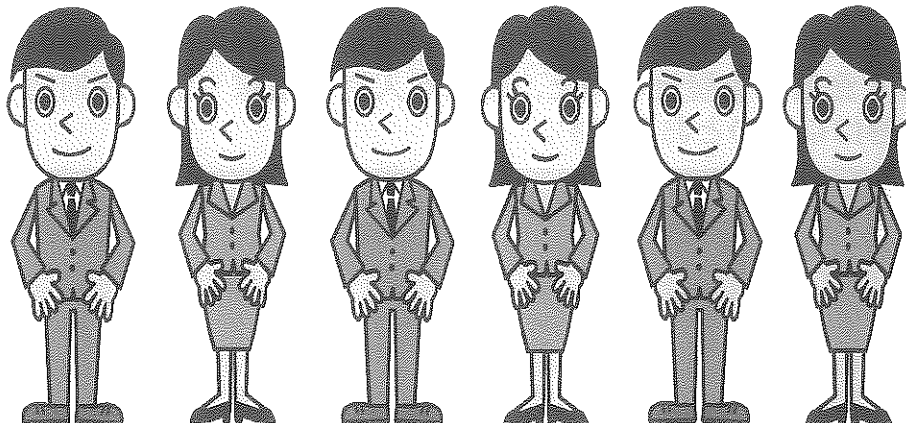
各施策を活用する上で必要な要件については、施策ごとのリーフレットまたはお近くの都道府県労働局・ハローワークへお問い合わせください。



(事業主の方へ)

雇用促進税制 を、ご活用ください！

雇用者を1人増やすごとに**40万円**の税額控除を受けられます



- ◆ 雇用促進税制とは、適用年度中^{※1}に、雇用者数を5人以上（中小企業は2人以上）かつ10%以上増加させるなど一定の要件を満たした事業主が、法人税（個人事業主の場合は所得税）の税額控除^{※2}の適用が受けられる制度です。
- ◆ 雇用者数の増加1人あたり40万円の税額控除が受けられます。
- ◆ 適用を受けるためには、あらかじめ
「雇用促進計画」をハローワークに提出する必要があります。

※1 平成25年4月1日～平成26年3月31日までの期間内に始まる各事業年度。個人事業主の場合は、平成26年1月1日から平成26年12月31日まで。以下、「適用年度」といいます。

※2 当期の法人税額の10%（中小企業は20%）が限度になります。

◆税額控除を受けるためには、雇用者数の増加のほかにも一定の要件を満たす必要があります。

詳細は裏面をご覧ください



厚生労働省 都道府県労働局

LL250401政01

対象となる事業主の要件

□ 青色申告書を提出する事業主であること

□ 適用年度とその前事業年度※¹に、事業主都合による離職者※² がないこと

- ※1 事業年度が1年ではない場合は、適用年度開始の日前1年以内に開始した事業年度。
- ※2 雇用保険一般被保険者および高年齢継続被保険者であった離職者が、雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において「3 事業主の都合による離職」に該当する場合を指します。
高年齢継続被保険者とは、65歳に達する日以前に雇用されていた事業主に65歳以降も引き続いて雇用されている人で、短期雇用特例被保険者や日雇労働被保険者ではない人をいいます。

□ 適用年度に雇用者(雇用保険一般被保険者)の数を5人以上(中小企業※¹の場合は2人以上)、かつ、10%以上増加※²させていること

- ※1 中小企業とは以下のいずれかを指します。(詳細は租税特別措置法第42の4および同法施行令を参照)
 - ・資本金1億円以下の法人
 - ・資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1000人以下の法人
- ※2 雇用者増加数は、適用年度末日と前事業年度末日の雇用者数の差です。
雇用増加割合 = $\frac{\text{適用年度の雇用者増加数}}{\text{前事業年度末日の雇用者総数}}$
 - 平成25年4月1日以降に始まる事業年度分からは、適用年度以前から雇用していた人を、適用年度途中に高年齢継続被保険者として引き続き雇用し、その年度末まで雇用していた場合、雇用者数として扱うことができるようになりました。

□ 適用年度における給与等※¹の支給額が、比較給与等支給額※²以上であること

- ※1 給与等とは、雇用者に対する給与であって、法人の役員と役員の特典関係者(役員の親族など)に対して支給する給与および退職給与の額を除く額をいいます。
- ※2 比較給与等支給額 = 前事業年度の給与等の支給額 + (前事業年度の給与等の支給額 × 雇用増加割合 × 30%)

□ 風俗営業等※を営む事業主ではないこと

- ※「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定められている風俗営業および性風俗関連特殊営業(キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、麻雀店、パチンコ店など)

確定申告までの流れ

①雇用促進計画を作成・提出

適用年度開始後2か月以内に、雇用促進計画を作成し、ハローワークに提出してください。

雇用者の新規採用を支援します。
最寄りのハローワークにご相談ください!

②雇用促進計画の達成状況の確認

適用年度終了後2か月以内(個人事業主の場合は3月15日まで)に、ハローワークで雇用促進計画の達成状況の確認を求めてください。

※確認に約2週間(4月・5月は1か月程度)要しますので、確定申告期限に間に合うよう手続きをお願いします。

③税務署に申告

確認を受けた雇用促進計画の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告してください。

<お問い合わせ先>

- 雇用促進計画の作成・確認について：本社・本店を管轄する労働局またはハローワーク
- 税額控除制度について：最寄りの税務署

茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効 (月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
21年度月平均	9,406	2,028	7,301	13,517	5,528	1,582	23,122	57,443	3,380	17,086
22年度月平均	11,165	2,589	8,471	12,977	5,299	1,564	27,904	53,284	3,638	12,422
23年度月平均	13,613	3,394	10,089	12,781	5,161	1,665	35,121	50,842	3,834	11,877
23年 4月	11,868	3,213	8,481	17,901	7,062	2,790	30,639	55,258	3,981	12,196
5	12,331	2,910	9,294	14,717	5,996	1,827	30,318	56,256	3,878	13,596
6	12,033	3,228	8,631	13,207	5,357	1,596	31,121	56,018	3,950	13,575
7	12,795	3,369	9,331	11,362	4,654	1,433	31,556	52,986	3,745	12,713
8	13,665	3,655	9,895	12,485	5,176	1,497	33,513	51,528	3,627	13,200
9	13,905	3,756	9,988	12,544	5,087	1,467	35,664	50,643	3,977	12,287
10	15,365	4,060	11,167	12,295	4,941	1,715	38,040	50,918	3,911	11,892
11	14,281	3,545	10,618	10,684	4,218	1,438	38,658	48,710	3,809	11,577
12	11,174	2,745	8,340	8,337	3,345	1,107	35,473	44,163	3,343	10,747
24年 1月	15,027	3,679	11,249	12,806	5,174	1,659	36,012	44,793	3,031	10,419
2	16,366	3,625	12,587	13,415	5,258	1,739	39,487	47,642	3,773	10,388
3	14,549	2,945	11,481	13,622	5,662	1,712	40,975	51,183	4,983	9,933
24年 4月	14,095	3,247	10,726	15,200	5,690	2,716	38,803	52,831	4,701	9,702
5	15,121	3,536	11,428	13,149	5,205	1,816	38,041	52,309	4,310	11,682
6	13,085	3,066	9,906	11,581	4,650	1,419	37,143	50,250	4,046	11,241
7	14,152	3,552	9,926	10,986	4,501	1,454	37,474	48,817	3,867	11,595
8	15,182	3,464	11,587	11,076	4,532	1,358	37,917	47,660	3,340	11,785
9	14,203	3,522	10,579	11,770	4,723	1,427	39,409	47,577	3,795	11,048
10	14,780	3,441	11,183	12,917	4,984	1,839	40,064	49,006	4,175	11,227
11	15,293	3,079	12,132	10,421	4,012	1,268	40,069	47,344	3,643	10,837
12	11,398	2,600	8,722	8,132	3,021	1,127	36,611	43,249	3,012	10,488
25年 1月	14,445	3,244	11,050	12,553	5,017	1,670	37,166	44,049	3,054	10,820
2	16,215	3,060	13,009	12,558	4,747	1,678	39,516	46,127	3,453	10,344
3										

項目 年・月	求人倍率 (季調値) (倍)				前年同月比増減率 (%)								全国完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率(季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
21年度月平均	0.70	0.79	0.40	0.45	▲19.4	▲17.5	17.7	12.5	8.6	9.1	68.4	40.9	343	5.2
22年度月平均	0.84	0.93	0.52	0.56	18.7	15.0	▲4.0	▲2.1	7.6	5.2	▲27.3	▲23.5	312	5.0
23年度月平均	1.07	1.11	0.69	0.68	21.9	14.1	▲1.5	▲3.8	5.4	2.0	▲4.4	▲4.4	283	4.5
23年 4月	0.88	0.95	0.61	0.61	16.5	12.2	3.1	0.9	▲0.5	▲1.2	▲3.9	▲13.0	309	4.7
5	0.92	0.98	0.61	0.61	33.8	17.3	10.8	6.5	14.8	4.3	11.7	▲1.9	293	4.6
6	0.98	1.01	0.62	0.62	20.9	12.6	▲3.5	▲2.2	1.3	1.7	▲2.7	▲2.4	293	4.7
7	1.04	1.07	0.64	0.64	21.5	12.2	▲7.7	▲7.7	▲1.4	▲2.6	▲6.9	▲4.0	292	4.7
8	1.04	1.05	0.67	0.65	26.4	19.4	1.1	2.9	3.4	4.3	▲5.9	▲1.2	276	4.5
9	1.07	1.14	0.68	0.67	17.0	12.5	▲6.6	▲6.9	1.7	0.2	▲7.8	▲4.0	275	4.2
10	1.18	1.15	0.72	0.69	26.7	11.8	▲4.9	▲4.5	▲1.4	0.8	▲4.1	▲2.5	288	4.5
11	1.13	1.17	0.73	0.71	21.2	14.2	▲4.9	▲7.3	4.5	0.2	▲4.5	▲4.4	280	4.5
12	1.09	1.20	0.74	0.72	8.9	14.4	▲10.4	▲8.2	6.5	2.0	▲6.0	▲5.0	275	4.5
24年 1月	1.18	1.21	0.75	0.74	20.5	12.4	▲6.0	▲5.4	5.3	4.3	▲4.7	▲4.2	291	4.5
2	1.20	1.23	0.76	0.75	22.7	16.3	0.8	▲7.7	10.3	6.7	▲0.7	▲3.0	289	4.5
3	1.21	1.23	0.78	0.76	27.4	15.2	5.6	▲7.8	21.1	4.7	▲7.0	▲7.4	307	4.5
24年 4月	1.21	1.26	0.80	0.79	18.8	14.2	▲15.1	▲13.1	18.1	2.7	▲20.4	▲10.9	315	4.5
5	1.29	1.28	0.82	0.80	22.6	24.5	▲10.7	▲6.9	11.1	8.3	▲14.1	▲6.0	297	4.4
6	1.21	1.29	0.82	0.81	8.7	12.1	▲12.3	▲14.2	2.4	▲2.5	▲17.2	▲15.1	288	4.3
7	1.19	1.29	0.82	0.81	10.6	12.8	▲3.3	▲4.3	3.3	1.8	▲8.8	▲9.6	288	4.3
8	1.27	1.31	0.81	0.81	11.1	10.5	▲11.3	▲13.6	▲7.9	6.5	▲10.7	▲11.9	277	4.2
9	1.14	1.28	0.80	0.81	2.1	5.3	▲6.2	▲8.0	▲4.6	▲7.4	▲10.1	▲15.2	275	4.3
10	1.11	1.31	0.78	0.81	▲3.8	13.8	5.1	1.5	6.8	2.4	▲5.6	▲5.7	271	4.2
11	1.22	1.33	0.78	0.82	7.1	8.4	▲2.5	▲5.2	▲4.4	▲2.1	▲6.4	▲6.3	260	4.2
12	1.16	1.35	0.79	0.83	2.0	5.2	▲2.5	▲7.2	▲9.9	▲5.9	▲2.4	▲5.9	259	4.3
25年 1月	1.13	1.33	0.79	0.85	▲3.9	9.4	▲2.0	▲2.3	0.8	▲3.7	3.8	▲1.0	273	4.2
2	1.23	1.35	0.79	0.85	▲0.9	4.7	▲6.4	▲6.1	▲8.5	▲3.9	▲0.4	▲3.4	277	4.3
3														

(注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
 2. 新規求職申込件数の「うち若年者」とは34歳以下の者、「うち高齢者」とは60歳以上の者で、パートを含む常用。
 3. ▲印は減少を示す。4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。なお、9月より一部調査区域を除き全国となっている(平成23年3月から8月までは被災3県を除いたものとなっている。) 5. 平成24年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。